

令和6年5月21日

監査事務局

令和5年度第2期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、令和6年5月23日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・ 令和5年度第2期監査結果（事務）について
- ・ 令和5年度第2期監査結果（事務）の概要
- ・ 令和5年度第2期監査結果（工事）について
- ・ 令和5年度第2期監査結果（工事）の概要

2 参考資料

- ・ 福岡市ホームページ（福岡市公報）二次元コード

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）山 口

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 村

令和5年度 第2期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成30年12月 ～ 令和6年2月
（注）監査の対象期間は、上記の範囲内で局区等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分		定期監査 局区等	財政援助団体等監査						合計
			財政援助団体		出資団体		指定管理者		
			団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局区等・団体		19	2	2	4	4	7	3	30 局区等・団体
	指摘・意見のある 局区等・団体	3	0	0	0	0	0	0	3 局区等・団体

※合計欄の数は、定期監査の局等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

① 指摘 (単位：件)

局区等	指摘件数	内容別指摘件数							指摘件数 合計	公 報 ページ
		財務 事務	収入 事務	支出 事務	契約 事務	財産 管理 事務	物品 管理 事務	その他		
市長室									0	P 4
市民局									0	P 4
福祉局									0	P 4
保健医療局					1				1	P 4
環境局									0	P 4
農林水産局									0	P 4
住宅都市局									0	P 4
港湾空港局									0	P 4
東区役所									0	P 4
博多区役所					1				1	P 4 ～ 5
中央区役所									0	P 5
南区役所									0	P 5
城南区役所									0	P 5
早良区役所									0	P 5
西区役所					1				1	P 5
水道局									0	P 5
人事委員会事務局									0	P 5
監査事務局									0	P 5
議会事務局									0	P 5
合 計		0	0	0	3	0	0	0	3	

② 意見なし

(2) 財政援助団体等監査

① 財政援助団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(一社)福岡市医師会、福岡食肉市場(株)
所 管 局：保健医療局、農林水産局

② 出資団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(社福)福岡市社会福祉事業団、(公財)ふくおか環境財団、
博多港開発(株)、(公財)福岡市水道サービス公社
所 管 局：福祉局、環境局、港湾空港局、水道局

③ 公の施設の指定管理者監査

・指摘・意見なし

対象団体：福岡照葉アリーナ(株)、(特非)しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡、
(社福)くじら、(社福)福岡市社会福祉事業団、(一社)福岡市医師会、
福岡市医師会・鹿島建物共同事業体、(公財)ふくおか環境財団
所 管 局：市民局、こども未来局、保健医療局

【問い合わせ先】

○ 事務監査

監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210)

※公報：令和6年5月23日 第7054号(別冊)

令和5年度 第2期 監査結果(事務)の概要

1 定期監査

局等	監査の結果(別添公報より抜粋)
保健医療局	○委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度「定期予防接種(肺炎球菌)委託料(7月～9月分)」外2件、同4年度「MSM向けエイズ予防啓発業務委託」及び同5年度「特別管理産業廃棄物処理委託(4月～6月分)」に係る委託料、同元年度「高齢者インフルエンザ予防接種申込書」に係る印刷消耗品費並びに同2年度「お菓子の詰め合わせセット団体用」に係る報償費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (保健予防課)
博多区役所	○委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。本市では清掃業務委託契約等において最低制限価格を設け、その価格を事前公表するものとしている。しかしながら、「令和4年度 博多区公園便所清掃業務委託」において、予定価格及び最低制限価格を事前公表して指名競争入札を執行した際に、最低制限価格を誤って低く設定し、その額で入札した者と契約を締結していた。 契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、最低制限価格の意義を十分に認識し、慎重かつ公正に事務処理を行われたい。 (総務課)
西区役所	○委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和4年度福岡市西区放置自転車対策業務委託4月分」外4件に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (管理調整課)

令和5年度 第2期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成31年4月 ～ 令和5年3月
(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局区	団体	
監査対象局区・団体	15	4	19局区・団体
指摘・意見のある局区・団体	10	1	11局区・団体

2 監査の結果

(1) 定期監査

① 指摘 (単位：件)

局区	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
市民局		3	9							12	P6～10
福祉局										0	P10
保健医療局										0	P10
環境局										0	P10
農林水産局			1							1	P10
住宅都市局	1		1							2	P10～11
港湾空港局										0	P11
東区役所			1							1	P11～12
博多区役所			2							2	P12
中央区役所										0	P12
南区役所			2							2	P12～13
城南区役所		1	1							2	P13～14
早良区役所			2		1					3	P14～15
西区役所			1							1	P15
水道局			5							5	P15～17
合 計	1	4	25	0	1	0	0	0	0	31	

② 意見なし

(2) 出資団体監査

① 指摘

団体	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
(公財)ふくおか環境財団			1							1	P34～35
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	

② 意見なし

※出資団体監査対象団体

(社福)福岡市社会福祉事業団、(公財)ふくおか環境財団、
博多港開発(株)、(公財)福岡市水道サービス公社

【問い合わせ先】

○ 工事監査に関すること

監査事務局 工事監査課長 吉村 711-4710 (内線7220)

※公報：令和6年5月23日 第7054号(別冊)

令和5年度 第2期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
市 民 局	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 南市民センター大規模改修その他空調設備工事 [総合評価] (契約金額 3 億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修等に伴う空調設備工事である。 設計変更において、当初設計で計上していなかったとして、空調機器等に対する総合調整費を併せて増額していたが、設計変更の対象外であるにもかかわらず契約変更を行ったことは不適切であった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	—
	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 南市民センター大規模改修その他空調設備工事 [総合評価] (契約金額 3 億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修等に伴う空調設備工事である。 音楽・演劇練習場の練習室において、施工中の受発注者間の協議により、発注者は騒音許容値について設計図書への明示が不足していることを認めていた。 そのため、受注者は必要となる消音器の仕様変更や追加を行ったが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	—
	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 総合西市民プール大規模改修工事 [総合評価] (契約金額 8 億3,932万2,000円) 本工事は市民プールを大規模改修する工事である。 金属製建具工事及び内装工事において、工事着手後に受注者と協議し、施工範囲や仕様等について変更を行っているが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
市 民 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 南市民センター大規模改修その他空調設備工事 [総合評価] (契約金額3億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修等に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りの比較方法及び見積書から見積比較表への転記が誤っていた。 空調機について「公共建築工事標準単価積算基準」により機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが、誤って割増ししていなかった。また、搬入費の算出において台数を誤って計上していた。 消音器について、見積りした機器の寸法が誤っていた。また、個数を誤って計上していた。さらに、据付費を誤って計上していなかった。 空調機器等に対する総合調整費を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 空調機について、誤った仕様の見積りを採用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	過小 3,971 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 早良公民館内部改修空調設備工事 (契約金額3,828万7,700円) 本工事は公民館の内部改修に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器のスイッチを誤って計上していなかった。 また、レンジフードファンの排気ダクトにおける断熱工事の単価適用が誤っていた。 さらに、既存ダクト撤去に伴うアスベスト含有材の撤去工事の見積りに対して、誤った査定率を適用していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	過小 768 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
市 民 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定及び共通仮設費他の積算を適正に行うべきもの 南市民センター大規模改修その他工事 [総合評価] (契約金額 14 億 249 万 7,800 円) 本工事は市民センターの大規模改修及び増築を行う工事である。 共通費の算定において、新営工事と改修工事を一括発注する場合は、共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定することとされているが、設計変更時に全て新営工事で算定していた。 共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を重複して計上していた。 金属製建具工事及びアスベスト撤去の一部の積算において、積算額内訳書の数量の入力を誤っていた。 ユニット工事及び外構工事の一部において、見積採用価格の決定にあたり誤った査定率を適用していた。 その結果、過大な積算となっていた。 産業廃棄物運搬の積算において、積算額内訳書の単価の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局施設建設課関連)	過大 9,097 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 遊戯施設工の積算を適正に行うべきもの 西町公園整備工事 (契約金額 6,049 万 6,700 円) 本工事は公民館・老人いこいの家改築事業に伴う公園整備工事である。 遊戯施設工の積算において、クライミング遊具の設置について見積りを徴収して積算を行っていたが、見積単価を採用する際に誤った単価を採用した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局施設建設課関連)	過小 3,115 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
市 民 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール大規模改修空調設備工事 [総合評価] (契約金額4億9,992万8,000円) 本工事は市民プールの大規模改修に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、一部の機器について製造メーカーの工場から現地までの輸送費を誤って計上していなかった。 また、一部の機器について据付費を誤って計上していなかった。 さらに、空調機器に対する総合調整費を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局設備課関連)	過小 1,750千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ユニット及びその他工事の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール大規模改修工事 [総合評価] (契約金額8億3,932万2,000円) 本工事は市民プールを大規模改修する工事である。 ユニット及びその他工事の一部(タラップ)について、積算額内訳書に誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	過大 696千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 構造物撤去工の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール駐車場整備工事 (契約金額3,407万9,100円) 本工事は市民プールの駐車場整備工事である。 構造物撤去工の積算において、インターロッキングブロックの撤去工を計上していたが、同施工単価は撤去費のみの単価となっており、別途積込費を計上する必要があるにもかかわらず、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	過小 672千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
市 民 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策費用の積算を適正に行うべきもの 市民体育館第2工区解体工事 [総合評価] (契約金額3億7,258万6,500円) 本工事は市民体育館を解体する工事である。 設計変更の積算において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の費用を計上する必要があったが、建築工事共通費算定表の計算式を誤り計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	過小 583千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの 市民体育館改修衛生設備工事 (契約金額6,111万6,000円) 本工事は市民体育館の改修に伴う衛生設備工事である。 衛生設備工事の積算において、屋内消火栓ポンプの見積りに対して、誤った査定率を適用していた。 また、屋外給水設備工事におけるアスファルト舗装復旧工事の単価適用が誤っていた。 さらに、屋外給水、排水及び消火設備工事における土工事について、土量の算出が誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局設備課関連)	過大 2,568千円
農 林 水 産 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、共通仮設費及び金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場西卸売場棟改修工事 [総合評価] (契約金額2億7,819万円) 本工事は市場施設を改修する工事である。 共通費の算定において、建築工事諸経費算定表の計算式を誤った結果、過小な積算となっていた。 また、共通仮設費（パネルゲート及び仮囲いの一部）において採用単価を誤った結果、過大な積算となっていた。 さらに、金属製建具工事の一部において、見積りから単価を採用するにあたり、見積比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (課長（市場整備担当）)	過小 195千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
住 宅 都 市 局	計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 市営ニュー堅粕住宅1・3棟解体工事 [総合評価] (契約金額 10 億 2,590 万 2,900 円) 本工事は市営住宅を解体する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める 規模 (3,000 m²) 以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ 福岡市長に届け出なければならないことになっている。 本工事については、解体対象物の建築面積により判断し届出の必要がない ものとしていたが、アスファルト舗装の撤去部分等も含めて土地の形質 の変更を行う面積が3,000 m²以上であるため届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 (住宅建設課)	—
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、排水設備工事及び消火設備工事の積算を適正に行うべきもの 令和元年度市営弥永住宅(その2地区)管工事 [総合評価] (契約金額 1 億 562 万 3,100 円) 本工事は市営住宅の新築に伴う管工事である。 共通費の算定において、誤った工期を適用していた。 また、排水設備工事の積算において、洋風大便器から汚水立管へ接続する 排水管を重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 消火設備工事の積算において、消火配管の単価適用が誤っていた結果、 過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (住宅建設課)	過大 809 千円
東 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土留工の積算を適正に行うべきもの 筥松第14雨水幹線改築工事 [総合評価] (契約金額 2 億 3,372 万 1,400 円) 本工事は道路拡幅に伴い、開水路をボックスカルバートに改築すること を目的とした水路改築工事である。 土留工の積算において、鋼矢板購入価格の単価を誤って積算していた。 また、鋼矢板撤去部分のスクラップ費用においては、計上する必要がない にもかかわらず誤って計上していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	過小 1,976 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
博 多 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 諸経費等の算定を適正に行うべきもの 博多駅筑紫口駅前広場再整備工事 [総合評価] (契約金額3億5,252万9,100円) 本工事は博多駅筑紫口の駅前広場再整備工事である。 「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。 また、諸経費等を含む見積単価を採用していた下水道移設ルート検討費用について、諸経費等を対象外とすべきところ、誤って諸経費等の対象とされていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	過大 8,377千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 見積採用価格の端数処理を適正に行うべきもの 博多駅筑紫口駅前広場シェルター新設工事 [総合評価] (契約金額3億4,224万3,000円) 本工事は駅前広場のシェルターを新設する工事である。 積算において、専門工事業者から見積りを徴取し採用価格を決定していたが、一部の採用価格の端数処理を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課、財政局施設建設課関連)	過小 1,335千円
南 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 路面覆工（仮設工）の積算を適正に行うべきもの 市道大橋駅前1号線電線共同溝整備工事（その3）[総合評価] (契約金額1億5,984万1,000円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 路面覆工の積算において、覆工板の設置及び撤去に要する費用として、仮設材設置（覆工板・受桁）工の施工単価を適用し、施工数量については、工事中の延べ設置・撤去面積を計上している。 しかしながら、同施工単価は覆工板及び受桁等の設置、撤去に要するすべての費用が含まれていることから、工事中の覆工板のみの開閉作業にかかる費用については、別途積算を行う必要があるが、開閉作業を含む全ての施工数量（延べ面積）で積算を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	過大 10,721千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
南 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通仮設費、交通誘導警備員及び舗装工の積算を適正に行うべきもの。 主要地方道福岡筑紫野線井尻歩道橋補修工事 (契約金額 1 億 1,221 万 1,000 円) 本工事は歩道橋の塗替え塗装等を行う補修工事である。 土木工事標準積算基準書で共通仮設費に計上する粉塵作業の予防に要する費用のうち、ばく露防止対策費については仮設工（直接工事費）に計上するようになっているが、誤って共通仮設費に計上した結果、過小な積算となっていた。 また、交通誘導警備員の積算において、作業日数の算定を誤り、さらに、舗装工（樹脂モルタル舗装工）の積算においては、積算条件の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	過小 1,662 千円
城 南 区 役 所	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 清水干隈線電線共同溝整備工事（その 1） (契約金額 1 億 1,767 万 4,700 円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 薬液注入工法を採用した建設工事においては、工事着手前、工事中及び工事終了後に薬液注入箇所周辺の地下水等の水質を監視するために水質試験を行う必要があり、「薬液注入工法による建設工事に関する暫定指針」に基づき採水を行う費用として採水工を計上し、工事中の採水回数は毎日行うものとして積算を行っていた。そのため、採水回数に変更が生じた場合には設計変更を行う必要がある。 しかしながら、施工に要する日数が設計で想定していた施工日数より短縮され採水回数が増えたにもかかわらず、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更を努められたい。 (地域整備課)	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
城南 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 仮設工の積算を適正に行うべきもの 清水干隈線電線共同溝整備工事（その1） （契約金額1億1,767万4,700円） 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 仮設工の積算において、土留工に使用する鋼矢板1本もののうち、一部を撤去しないで埋設するものとして、鋼矢板の購入費及びガス切断工を計上していたが、購入価格の採用単価を誤った結果、過大な積算となり、ガス切断箇所の数量を誤って算出した結果、過小な積算となっていた。 また、仮設材（切梁・腹起し）の賃料が未計上となっていた結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （地域整備課）	過小 1,563千円
早良 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 諸経費等の算定を適正に行うべきもの 令和4年度星の原団地1081号線外道路改良工事 （契約金額5,596万2,500円） 本工事は歩道の拡幅及び段差解消を目的とした道路改良工事である。 諸経費等の算定において、施工地域補正区分の適用を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （地域整備課）	過小 730千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 早良区保健福祉センター空調設備更新工事 （契約金額5,378万7,690円） 本工事は保健福祉センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、空調機器の分割搬入に伴う組立費、空調機器の一部の部材、集中リモコンの設定費、及び、一部のダクトに対する保温工事を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 空調機器について、誤った仕様の見積りを採用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （健康課、財政局設備課関連）	過小 891千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
早 良 区 役 所	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 早良保健所庁舎清掃・空調管理及び受付収納等業務委託 (契約金額 1,342 万円) 本委託は保健所の庁舎清掃や空調管理等を行う業務委託である。 委託料の算定において、施設全体の日常点検や運転監視の業務を行う常駐管理者にかかる費用を計上しているにもかかわらず、照明器具や空調設備に関する日常点検や運転監視の業務にかかる費用を重複して計上していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (健康課)	過大 695 千円
西 区 役 所	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 足場工の積算を適正に行うべきもの 市道草場線道路改良工事（その4） (契約金額 1 億 3,277 万 1,100 円) 本工事は道路の拡幅整備を行う改良工事である。 足場工の積算において、直接工事費に計上すべきところ誤って共通仮設費に計上した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (土木第2課)	過小 968 千円
水 道 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 水道技術研修所空調設備更新工事 (契約金額 2,460 万 4,470 円) 本工事は研修所の空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、1 社のみからの見積り徴収のときは査定価格をさらに低減する必要があるが、一部の全熱交換器の見積り徴収は 1 社のみにもかわらず、誤って査定価格をさらに低減していなかった。また、空調機撤去に伴う冷媒フロン破壊処理にかかる運搬費の単価適用が誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 積算においては最新の単価や査定率を適用する必要があるが、誤って最新でない単価や査定率を適用して積算していた。また、空調機のリモコンを誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (技術管理課、設備課関連)	過大 203 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
水道局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土工、仮設材質料及び仮設材等の運搬費等の積算を適正に行うべきもの 東区千早5丁目地内φ800mm配水管布設工事 (契約金額7,116万5,600円) 本工事は下原配水場と松崎配水場の相互融通による配水強化を目的とした配水管布設工事である。 管布設土工の積算において、別途仮設工（立坑工）で土工量を計上していたにもかかわらず、管布設土工の土工量に合算して積算を行っていた。 また、仮設材質料の積算において、数量の算出を誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 さらに、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (東部管整備課)	過大 659千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 産業廃棄物運搬費の積算を適正に行うべきもの 東区大字弘地内配水管布設工事 (契約金額8,569万円) 本工事は耐震ネットワークを目的とした配水管布設工事である。 産業廃棄物運搬費の積算において、水道事業実務必携による施工単価を適用すべきところ、誤って土木工事標準積算基準書による施工単価を適用し、さらに積算条件の適用を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (東部管整備課)	過小 703千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ガス切断工及び仮設材等の運搬費等の積算を適正に行うべきもの 東区馬出4丁目地内工業用配水管布設工事〔総合評価〕 (契約金額1億6,321万4,700円) 本工事は工業用配水管の老朽化に伴い更新を行う配水管布設工事である。 土留工に使用する鋼矢板1本もののうち、一部を撤去しないで埋設するものとして、鋼矢板のガス切断工を計上していたが、その積算において、ガス切断箇所の数値の算出を誤っていた。 また、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤っていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)	過小 705千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果	(参考) 違算額※1
水道局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 時間的制約の補正、路面本復旧工及び運搬費等の積算を適正に行うべきもの 博多区上牟田 1、2 丁目地内工業用配水管布設工事 [総合評価] (契約金額 2 億 864 万 300 円) 本工事は工業用配水管の老朽化に伴い更新を行う配水管布設工事である。 本工事において標準作業時間を確保することができないとして、時間的制約を受ける夜間工事の積算（労務費の補正割増しの適用）を行っていたが、一部の工種について補正割増しを適用しなかった結果、過小な積算となっていた。 また、切削オーバーレイ工（路面本復旧工）の積算において、締固め後密度の適用を誤っていた。 さらに、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)	過小 760 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

2 出資団体監査

団体	監査の結果	(参考) 違算額※1
公益財団法人ふくおか環境財団	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 葬祭場 火葬炉設備修理 (契約金額 6,050 万円) 本工事は葬祭場における火葬炉設備の修理を行うものである。 共通費の算定において、「葬祭場設計積算要領（工事・修理編）」によると、支給品は共通費の算定対象であるが、誤って対象外として算定した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (管理課)	過小 1,314 千円

※1： 違算額は設計金額ベースによる概算額

【参考】

福岡市公報については、
令和6年5月23日 午前10：00 に福岡市ホームページに掲載されます。
(※以下、二次元コード参照)
公報の内容については、公報公開日にご確認をお願いいたします。

